

ベトナム向け輸出うんしゅうみかん検疫実施要領

令和3年10月1日付け3消安第3425号
消費・安全局長通知

第1 趣旨

- 1 ベトナムへ輸出するうんしゅうみかんの生果実（以下「ベトナム向けうんしゅうみかん」という。）について、ベトナム向けうんしゅうみかんの生産者、選果技術員、選果こん包施設の責任者等が実施する園地管理、収穫、選果こん包等が関係法令に従って適切に実施されることを確保するほか、植物防疫官が行う検疫を斉一に実施することをもって我が国からのベトナム向けうんしゅうみかんの円滑な輸出を確保するため、本要領を定める。
- 2 ベトナム向けうんしゅうみかんの検疫は、植物防疫法（昭和25年法律第151号）、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）及び輸出植物検疫規程（昭和25年8月4日農林省告示第231号）に定めるもののほか、この要領により実施するものとする。なお、栽培地検査実施細則（昭和32年4月9日付け32振局第1065号振興局長通達）は、ベトナム向けうんしゅうみかんの検疫については適用しない。

第2 定義

この要領において「うんしゅうみかん」とは、*Citrus unshiu* をいう。

第3 補助員の設置

- 1 植物防疫所長（那覇植物防疫事務所長を含む。以下同じ。）は、植物防疫官による第6の栽培地検査及び調査の事務を補助させるため、病害虫に関する知識を有し、かつ、ベトナム向けうんしゅうみかんの売買に直接利害関係を有しない者のうちから、ベトナム向けうんしゅうみかん検査補助員（以下「補助員」という。）を、第1号様式による辞令を交付して委嘱するものとする。
- 2 1の補助員は、ベトナム向けうんしゅうみかんを生産する都道府県（以下「都道府県」という。）の主務部長が推薦した者の中から委嘱するものとする。
- 3 植物防疫所長は、補助員を委嘱したときは、当該補助員に対し、その者が担当すべき地域及び事務の内容を指示するものとする。
- 4 補助員の担当地域を管轄する植物防疫所（那覇植物防疫事務所、支所及び出張所を含む。以下同じ。）の植物防疫官は、当該補助員に対し、その者が担当すべき事務に係る講習及び指導を行うものとする。

第4 生産園地の登録

- 1 ベトナム向けうんしゅうみかんの生産者（以下「生産者」という。）又は生産者が属する生産者団体等（以下「生産者団体等」という。）の責任者は、都道府県の指導の下に、ベトナム向けうんしゅうみかんの栽培に際し、次の（1）から（5）までの要件を満たす園地をベトナム向けうんしゅうみかんの生産園地として申請するものとする。
 - （1）都道府県及び地域の農業協同組合その他の団体が定める防除指針及び防除暦（以下「防除暦等」という。）を踏まえつつ、病虫害防除所、果樹試験場等の指導の下に、病虫害防除が行われること。
 - （2）病虫害寄生果のほか、奇形果、傷果、腐敗果その他病虫害が寄生しているおそれのある果実（以下「異常果実」という。）が生産園地内にないこと。
 - （3）国際植物防疫条約に基づき設置された植物検疫措置に関する委員会が定める植物検疫措置に関する国際基準（以下「国際基準」という。）第10及び第26に沿ったミカンバエの無発生を証明するため、次の要件を満たすこと。
 - ア ミカンバエに関する調査として、第6のトラップ調査及び生果実調査を行うこと。
 - イ ミカンバエが発生している地域から、地理的な障壁又は緩衝地帯によって隔られていること。
 - ウ ミカンバエが発生している地域から、ミカンバエが寄生する植物が持ち込まれないこと。
 - （4）病虫害寄生枝葉の除去及び剪定、園地面の下草管理等の適切な園地管理が行われること。
 - （5）（1）、（2）及び（4）の措置の実施状況について、生産者により、生産園地の管理に係る記録が作成され、少なくとも2年間保管されること。
- 2 生産者又は生産者団体等の責任者は、1の申請に当たっては、栽培地検査申請書（規則第12号様式）を作成の上、都道府県に提出し、都道府県は栽培地検査申請書を取りまとめ、毎年2月末日までに当該生産園地の所在地を管轄する植物防疫所の植物防疫官に提出するものとする。
- 3 2により栽培地検査申請書の提出を受けた植物防疫官は、提出された当該栽培地検査申請書の内容に基づき、ベトナム向けうんしゅうみかん登録生産園地一覧表（第2号様式）（以下「登録生産園地一覧表」という。）により、ベトナム向けうんしゅうみかんの生産園地を登録するとともに、登録したベトナム向けうんしゅうみかん登録生産園地（以下「登録生産園地」という。）を都道府県に通知するものとする。

なお、ベトナム向けうんしゅうみかんの生産園地の登録を行った植物防疫官は、当該登録生産園地一覧表を毎年3月31日までに植物防疫所長に報告するとともに、登録した年の4月から2年間保管するものとする。

- 4 植物防疫所長は、3により報告された登録生産園地一覧表を毎年4月30日又は輸出開始の150日前の日のいずれか早い日までに消費・安全局植物防疫課長（以下「植物防疫課長」という。）に報告するものとする。
- 5 植物防疫課長は、登録生産園地一覧表を輸出時期の2か月前までにベトナム植物防疫機関に提出するものとする。
- 6 3の登録生産園地を管理する生産者又は生産者団体等の責任者は、登録生産園地ごとに見やすい場所において規則第24条第2項の表示（規則第13号の3様式。以下「標札」という。）を行うものとする。
- 7 植物防疫官は、第3による補助員に対し、当該補助員が担当すべき登録生産園地を指示するものとする。
- 8 登録生産園地の病虫害防除の指導を行う都道府県は、当該登録生産園地で行われる病虫害防除が準拠している防除暦等（和文及び英文とする。以下同じ。）について、毎年2月末日までに当該登録生産園地の所在地を管轄する植物防疫所の植物防疫官に提出するものとする。

第5 選果こん包施設、選果技術員及び保管施設の登録

1 選果こん包施設及び選果技術員の登録

選果こん包施設及び選果技術員の登録は、次により行うものとする。

(1) 選果こん包施設の登録申請

ア 選果こん包施設の責任者は、ベトナム向けうんしゅうみかん選果こん包施設登録申請書（第3号様式。以下「選果こん包施設登録申請書」という。）を、都道府県を経由して、毎年2月末日までに当該選果こん包施設の所在地を管轄する植物防疫所の植物防疫官に提出するものとする。

イ 選果こん包施設の責任者は、アにより提出した選果こん包施設登録申請書の記載内容に変更があったときは、都道府県を経由して、速やかに修正後の選果こん包施設登録申請書を当該選果こん包施設の所在地を管轄する植物防疫所の植物防疫官に提出するものとする。

(2) 選果技術員の配置等

選果こん包施設の責任者は、病虫害寄生果の識別及び選別並びに選果従事者への技術指導を行う選果技術員を配置するものとする。

(1)のアの第3号様式の提出を受けた植物防疫官は、選果技術員に対し、病虫害の識別に関する技術研修（以下「識別研修」という。）を実施し、受講者を識別研修の修了者として登録するものとする。

(3) 選果こん包施設の登録及び公表

ア (1)のアによる選果こん包施設登録申請書の提出を受けた植物防疫官は、選果

技術員の識別研修を修了し、次に掲げる要件を備え、第8の1に基づく選果こん包を行う選果こん包施設を、ベトナム向けうんしゅうみかんの選果こん包施設として登録するものとする。

(ア) 選果こん包施設は、第6に記載されるトラップの有効範囲にあること。

(イ) 選果のための十分な照明設備及び選果設備を有すること。

(ウ) 夜間作業を行う場合は、別表1のガ類（ウスコカクモンハマキ及びチャノコカクモンハマキ。以下同じ。）の侵入を防止するため、施設の開口部の閉鎖又は防虫網等による被覆が行われること。

(エ) 選果こん包を行う場所において、選果こん包が終了したベトナム向けうんしゅうみかんを当該施設内に一時的に保管する必要がある場合は、それ以外のうんしゅうみかんと区別し、隔離した状態で保管できること。

(オ) 定期的に清掃、消毒等が適切に行われており、その記録が保管されていること。

イ 植物防疫官は、アにより登録した選果こん包施設（以下「登録選果こん包施設」という。）を都道府県に通知するとともに、植物防疫所長に報告するものとする。また、植物防疫所長は、第4の8の登録生産園地に係る防除暦等及び登録選果こん包施設の登録情報を、ベトナム向けうんしゅうみかん登録選果こん包施設一覧表（第4号様式）により、毎年6月20日又は輸出開始の100日前の日のいずれか早い日までに植物防疫課長に報告し、また、ベトナム向けうんしゅうみかん登録選果こん包施設一覧表（選果こん包施設責任者氏名及び選果技術員氏名の欄を除く。）を植物防疫所ホームページに掲載するものとする。

ただし、(1)の申請時に植物防疫所ホームページへの掲載を望まないとした登録こん包施設についてはこの限りでない。

なお、登録選果こん包施設の所在地を管轄する植物防疫所の植物防疫官は、当該ベトナム向けうんしゅうみかん登録選果こん包施設一覧表を、選果こん包施設を登録した年の4月から2年間保管するものとする。

ウ 植物防疫課長は、イにより報告された登録選果こん包施設一覧表を輸出時期の2か月前までにベトナム植物防疫機関に提出するものとする。

2 保管施設の登録

ベトナム向けうんしゅうみかんが選果こん包施設以外の保管施設で保管される場合は、保管施設の登録は、次により行うものとする。

(1) 保管施設の登録申請

ア 保管施設の責任者は、ベトナム向けうんしゅうみかん保管施設登録申請書（第5号様式。以下「保管施設登録申請書」という。）を、都道府県を經由して、毎年2月末日までに当該保管施設の所在地を管轄する植物防疫所の植物防疫官に提出するものとする。

イ 保管施設の責任者は、アにより提出した保管施設登録申請書の記載内容に変更があったときは、都道府県を経由して、速やかに修正後の保管施設登録申請書を当該保管施設の所在地を管轄する植物防疫所の植物防疫官に提出するものとする。

(2) 保管施設の登録

ア (1) のアによる保管施設登録申請書の提出を受けた植物防疫官は、次に掲げる要件を備える保管施設を、ベトナム向けうんしゅうみかんの保管施設として登録するものとする。

(ア) 保管施設は、第6に記載されるトラップの有効範囲にあること。

(イ) ベトナム向けうんしゅうみかんを、それ以外のうんしゅうみかん等の生果実と区別し、病虫害再汚染防止措置が講じられた状態で保管できること。

(ウ) 定期的に清掃、消毒等が適切に行われており、その記録が保管されていること。

(エ) 夜間作業を行う場合は、別表1のガ類の侵入を防止するため、施設の開口部の閉鎖又は防虫網等による被覆が行われていること。

イ アにより登録を行った植物防疫官は、登録した保管施設（以下「登録保管施設」という。）を都道府県に通知するとともに、植物防疫所長に報告するものとする。また、植物防疫所長はベトナム向けうんしゅうみかん登録保管施設一覧表（第6号様式。以下「登録保管施設一覧表」という。）を毎年6月20日又は輸出開始の100日前の日のいずれか早い日までに植物防疫課長に報告するものとする。

なお、登録保管施設の所在地を管轄する植物防疫所の植物防疫官は、登録保管施設一覧表を、保管施設を登録した年の4月から2年間保管するものとする。

ウ 植物防疫課長は、イにより報告された登録保管施設一覧表を輸出時期の2か月前までにベトナム植物防疫機関に提出するものとする。

第6 登録生産園地における栽培地検査及び調査

1 植物防疫官又は補助員は、登録生産園地について、次により栽培地における検査（以下「検査」という。）及び調査（以下「調査」という。）を行うものとする。

なお、登録生産園地を管理する生産者又はその依頼を受けた者は、原則として当該検査及び調査に立ち会わなければならないものとする。

(1) 栽培地検査

ア 対象病虫害

別表1の病虫害（ミカンバエを除く。）

イ 実施時期及び回数

6月1日から10月31日まで、4週間に1回

ウ 検査方法

全ての登録生産園地について、地表面を含む園地全域に対し、目視により病虫害

の発生の有無の検査を行うものとする。

エ 園地管理記録の確認

植物防疫官又は補助員は、生産者による園地管理記録を確認し、第4の1の(1)、(2)、(4)及び(5)までの措置が適切に実施されていたかどうかについて確認するものとする。

(2) トラップ調査

ア 対象病害虫

ミカンバエ

イ 使用トラップ及び薬剤とその交換頻度

トラップはガロントラップを、誘引剤は蛋白質加水分解物を、殺虫剤はベトナム植物防疫機関が指定する殺虫剤を使用するものとする。

誘引剤は2週間ごとに、殺虫剤は4週間ごとに新しく交換するものとする。

ウ 設置密度

トラップは、登録生産園地、登録選果こん包施設及び登録保管施設が有効範囲内に含まれるよう、1km²当たり1個の設置密度で設置するものとする。

エ 実施時期及び回数

4月1日から10月31日まで、2週間に1回

オ 調査方法

第4の1の(3)が適切に行われているかを確認するとともに、ミカンバエの捕獲の有無を確認するものとする。

(3) 生果実調査

ア 対象病害虫

ミカンバエ

イ 実施時期及び回数

6月1日から10月31日まで、2週間に1回

ウ 調査方法

登録生産園地の園内の全域において落下及び変色した果実の外観を調査し、ミカンバエの寄生が疑われるものがあつた場合は、当該果実を切開し、ミカンバエの発生の有無を調査するものとする。

2 植物防疫官又は補助員は、1により検査及び調査を実施するときは、その日程を、あらかじめ登録生産園地を管理する生産者又は生産者団体等の責任者に通知するものとする。

3 植物防疫官又は補助員は、1の(1)の検査の結果をベトナム向けうんしゅうみかん登録生産園地検査成績(第7号様式)に、1の(2)及び(3)の調査の結果をミカンバエに対する調査記録(第8号様式)に、それぞれ記録する。補助員が検査又は

調査を行ったときは、検査又は調査の都度、当該記録を植物防疫官に提出するものとする。

- 4 植物防疫官は、1による検査及び調査の結果を審査した結果、登録生産園地にミカンバエ及び褐斑細菌病が発見されないこと並びにミカンバエ及び褐斑細菌病を除く別表1の病害虫の発生が低密度であることを確認したときは、規則第30条第2項の規定により、栽培地検査の申請者に対し、栽培地検査合格証明書（規則第19号様式）を交付するものとする。
- 5 植物防疫官又は補助員は、1の（1）の検査の結果、ミカンバエ及び褐斑細菌病を除く別表1の病害虫が発見されたときは、当該病害虫の防除措置を実施するよう、登録生産園地を管理する生産者を指導するものとする。
- 6 植物防疫官は、1の（2）及び（3）の調査の結果、ミカンバエが発見されたときは、当該害虫が発見された登録生産園地と同じトラップの有効範囲にあり、同じ防除暦等に従って病害虫管理を行っている登録生産園地の登録を取り消し、登録生産園地一覧表から削除するものとする。
- 7 植物防疫官は、6により登録を取り消したときは、その旨を登録を取り消した理由と併せて都道府県に通知するとともに、植物防疫所長に対して当該通知をした旨を報告するものとする。都道府県は、当該登録生産園地を管理する生産者又は生産者団体等の責任者に対して、登録生産園地の登録を取り消した旨及びその理由並びに標札を撤去すべき旨を通知するものとする。
- 8 7の報告を受けた植物防疫所長は、植物防疫課長に対し、登録生産園地の登録を取り消した旨を通知し、植物防疫課長は、その旨をベトナム植物防疫機関に通知するものとする。

第7 収穫に当たっての遵守事項

登録生産園地の生産者は、登録生産園地において、ベトナム向けうんしゅうみかんを収穫する際には、次に掲げる事項を遵守すること。

- （1）ベトナム向けうんしゅうみかんとそれ以外のうんしゅうみかん等の生果実の収穫作業を同時に行わないこと。
- （2）異常果実を徹底して除去すること。
- （3）収穫したベトナム向けうんしゅうみかんを運搬する際は、トレーサビリティが保たれる方法で運搬すること。

第8 選果こん包等の実施

- 1 登録選果こん包施設におけるベトナム向けうんしゅうみかんの選果こん包、積込み作業等は、次により行うものとする。なお、選果作業を行う場合は、作業に従事する者

の中に少なくとも1人、第5の1の(2)により登録を受けた選果技術員を配置するものとする。

- (1) 登録生産園地で生産されたベトナム向けうんしゅうみかんを選果すること。
- (2) 選果こん包作業の開始前に清掃を行うこと。
- (3) ベトナム向けうんしゅうみかんのこん包に用いる容器は、プラスチック又は段ボール製の未使用のものであること。また、原則として密閉式の容器(通気孔を設ける場合は、孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。)を使用するものとするが、非密閉式の容器を使用する場合には、こん包又は束ねたこん包全体を網(網の目の最大径が1.6ミリメートル以下のものに限る。)で覆うこと。
- (4) 選果作業は、選果こん包の前と工程中の最低2回行い、異常果実の混入がないようにすること。
- (5) ベトナム向けうんしゅうみかんとそれ以外のうんしゅうみかん等の生果実との選果こん包を同時に行わないこと。また、ベトナム向けうんしゅうみかんとそれ以外のうんしゅうみかん等の生果実は隔離して保管すること。
- (6) 各こん包及び束ねたこん包の側面に、登録生産園地名及び登録選果こん包施設名又はこれらを参照できる符号・番号及びこん包年月日を表示するとともに、ベトナム向けの表示(For Viet Nam)を行うこと(参考様式)。

2 選果技術員は、選果こん包作業においてミカンバエを発見した場合には、直ちに登録選果こん包施設の責任者及び植物防疫官に対し、その旨を報告すること。なお、選果こん包作業中に除去した異常果実及びきょう雑物は直ちに選果こん包場所から搬出すること。

3 植物防疫官は、2の報告を受け、発見された病害虫がミカンバエであることを確認した場合には、選果により除去された果実の生産園地と同じトラップの有効範囲にあり、同じ防除暦等に従って病害虫管理を行っている登録生産園地の登録を取り消すとともに、都道府県にその旨を通知し、植物防疫所長に対して当該通知をした旨を報告するものとする。都道府県は、当該登録生産園地を管理する生産者又は当該登録生産園地が属する生産者団体等の責任者及び登録選果こん包施設の責任者に対し、生産園地の登録が取り消された旨を通知するものとする。

4 3の報告を受けた植物防疫所長は、植物防疫課長に対し、登録生産園地の登録を取り消した旨を通知し、植物防疫課長は、その旨をベトナム植物防疫機関に通知するものとする。

第9 選果こん包実施報告書の交付

登録選果こん包施設の責任者は、選果こん包等が第8の1に掲げる事項を全て満たして行われたと判断した場合は、品種別の箱数及び数量(kg)が記載された書類を添付

したベトナム向けうんしゅうみかん選果こん包実施報告書（第9号様式。以下「実施報告書」という。）を2部（輸出検査申請書添付用及び輸出者保管用）作成し、輸出者（選果こん包の実施依頼者を含む。）に交付するものとする。

第10 輸出検査

- 1 登録生産園地で生産され、登録選果こん包施設で選果こん包が行われたベトナム向けうんしゅうみかんの輸出者は、植物等輸出検査申請書（規則第14号様式（イ））にベトナム政府が発行する輸入許可証の写し及び第9で登録選果こん包施設の責任者から交付された実施報告書の写しを添えて、あらかじめ輸出検査の実施を希望する植物防疫所の植物防疫官に提出するものとする。

なお、選果こん包施設等で輸出検査を受ける場合、輸出者等は輸出検査のために十分な照明を準備するものとする。

- 2 植物防疫官は、1の輸出者に、あらかじめ輸出検査の実施予定日時及び実施場所を通知するものとする。
- 3 植物防疫官は、次により輸出検査を実施するものとする。

（1）輸出検査の単位（ロット）

申請のあった生果実に対し、登録選果こん包施設及び登録生産園地が同一のものを、品種ごとに1つの輸出検査単位（ロット）とする。ただし、ロットが細分化され、輸出検査が非効率となる場合であって、かつ、申請者からの要望があった場合は、登録生産園地及び品種については、異なるものをまとめて1ロットとすることができるものとする。

（2）輸出検査の内容

1ロットから別表2に掲げる数量を無作為に抽出し、次について確認するものとする。

ア 別表1の病害虫が認められないこと。

イ 抽出したベトナム向けうんしゅうみかんが含まれる各こん包の側面に、登録生産園地名及び登録選果こん包施設名又はこれらを参照できる符号・番号等、こん包年月日及びベトナム向けの表示（For Viet Nam）があること（参考様式）。

ウ 抽出したこん包に、土、枝葉等の混入がないこと。

エ 荷口に木材こん包材を使用している場合は、国際基準第15に基づく表示がなされていること。

（3）輸出検査の結果行う措置

ア ベトナム向けうんしゅうみかんの輸出条件に適合すると認められた場合

植物防疫官は、合格証明書（規則第18号様式（ロ））を交付するものとする。合格証明書の交付に際しては、次のとおり追記を行う。

“The consignment of Satsuma orange fruits has been produced and prepared for export in accordance with the phytosanitary import requirements for importation of fresh Satsuma orange (*Citrus unshiu* Marcow) from Japan into Viet Nam.”

“The fruit in this consignment was produced in…(name and code of places of product/production sites recognized as being free of *Bactrocera tsuneonis*) where recognised as free from *Bactrocera tsuneonis*.”

イ 別表1の病害虫が発見された場合

当該ロットを不合格とするものとする。

なお、ミカンバエが発見された場合は、植物防疫官は当該ロットの生果実を収穫した登録生産園地及び当該登録生産園地と同じトラップの有効範囲にあり、同じ防除暦等に従って病害虫管理を行っている登録生産園地の登録を取り消すとともに、都道府県にその旨を通知し、植物防疫所長に対して当該通知をした旨を報告するものとする。都道府県は、当該登録生産園地を管理する生産者又は当該登録生産園地が属する生産者団体等の責任者に対し、生産園地の登録を取り消した旨を通知するものとする。

報告を受けた植物防疫所長は、植物防疫課長に対し、登録生産園地の登録を取り消した旨を通知し、植物防疫課長は、その旨をベトナム植物防疫機関に通知するものとする。

第11 ベトナム植物防疫機関による査察

- 1 登録生産園地は、ベトナム向けうんしゅうみかんの毎年の輸出時期の前に、ベトナム植物防疫機関による査察を受けるものとする。
- 2 輸出者、生産者又は生産者団体等の責任者は、ベトナム植物防疫機関の検査官による査察を受けるため、毎年5月末日又は輸出開始予定日の120日前の日のいずれか早い日までに、ベトナム植物防疫機関の検査官の招へい要請書（第10号様式。以下「要請書」という。）を都道府県に提出し、都道府県は要請書を取りまとめ、登録生産園地の所在地を管轄する植物防疫所の植物防疫官に提出するものとする。
- 3 ベトナム植物防疫機関の検査官の招へいに係る費用は、往復航空運賃、日本国内移動費、ベトナム語と日本語の通訳に係る費用、滞在費、送迎に係る費用等を含むものとし、招へいに係る事務とともに2の要請をした者が負担するものとする。
- 4 植物防疫所長は、2の要請書を受理した場合は速やかに植物防疫課長に報告するものとする。
- 5 植物防疫課長は、ベトナム植物防疫機関の検査官を招へいする30日前までに、ベトナム植物防疫機関に派遣を要請するものとする。

第12 輸送方法

ベトナム向けうんしゅうみかんは、船積み貨物又は航空貨物として輸送されるものとする。

第1号様式（第3関係）

氏 名

年度ベトナム向けうんしゅうみかん検査補助員を委嘱する。

年 月 日

植物防疫所長

第2号様式（第4関係）

ベトナム向けうんしゅうみかん登録生産園地一覧表
List of registered orchards for Satsuma orange export to Viet Nam

登録生産園地番号 Code of registered Satsuma orange orchard	都道府県 Prefecture	生産者氏名（名称） Name of grower	登録生産園地 所在地 Location of registered Satsuma orange orchard	登録生産園地 面積 Square measure	栽培本数 Number of Satsuma orange	備考 Notes

（注） 都道府県、生産者氏名（名称）及び登録生産園地所在地については、英文併記とすること。

第 3 号 様 式 （ 第 5 関 係 ）

ベトナム向けうんしゅうみかん選果こん包施設登録申請書

年 月 日

植 物 防 疫 所 （ 支 所 又 は 出 張 所 ） 植 物 防 疫 官 殿

選果こん包施設責任者

住 所

氏 名

下記施設をベトナム向けうんしゅうみかん選果こん包施設として申請します。

選果こん包施設名 Name of packing house	所在地及び連絡先 Address and phone number	選果こん包施設責任者氏名 Name of person in charge	選果技術員氏名 Name of technical personnel for sorting	夜間作業の有無 Night operation	備考 Notes

(注) 選果こん包施設名、所在地及び連絡先、選果こん包施設責任者氏名、選果技術員氏名並びに夜間作業の有無については、英文併記とすること。

第4号様式（第5関係）

ベトナム向けうんしゅうみかん登録選果こん包施設一覧表

List of registered packing houses and technical personnel for sorting for Satsuma orange export to Viet Nam

登録選果こん包施設番号 Code of registered packing house	都道府県 Prefecture	登録選果こん包施設名 Name of registered packing house	登録選果こん包施設所在地 Location of registered packing house	選果こん包施設責任者氏名 Name of person in charge	選果技術員氏名 Technical personnel for sorting	夜間作業の有無 Night operation	備考 Notes

(注) 都道府県、登録選果こん包施設名、登録選果こん包施設所在地、選果こん包施設責任者氏名、選果技術員氏名及び夜間作業の有無については、英文併記とすること。

第 5 号 様 式 （ 第 5 関 係 ）

ベトナム向けうんしゅうみかん保管施設登録申請書

年 月 日

植 物 防 疫 所 （ 支 所 又 は 出 張 所 ） 植 物 防 疫 官 殿

保管施設責任者

住 所

氏 名

下記施設をベトナム向けうんしゅうみかん保管施設として申請します。

保管施設名 Name of storage facility	所在地及び連絡先 Address and phone number	保管施設責任者氏名 Name of person in charge	夜間作業の有無 Night operation	備考 Notes

(注) 保管施設名、所在地及び連絡先、保管施設責任者氏名並びに夜間作業の有無については、英文併記とすること。

第6号様式（第5関係）

ベトナム向けうんしゅうみかん登録保管施設一覧表
List of registered storage facilities for Satsuma orange export to Viet Nam

登録保管施設 番号 Code of registered storage facility	都道府県 Prefecture	登録保管施設名 Name of registered storage facility	登録保管施設所在地 Location of registered storage facility	保管施設責任者 氏名 Name of person in charge	夜間作業の 有無 Night operation	備考 Notes

（注） 都道府県、登録保管施設名、登録保管施設所在地、保管施設責任者氏名及び夜間作業の有無については、英文併記とすること。

第7号様式（第6関係）

ベトナム向けうんしゅうみかん登録生産園地検査成績

都道府県名：

植物防疫官
検査補助員

登録生産園地番号	検査実施日	検疫対象病虫害発生状況 (病虫害名及び発生程度)	備考 (追加で実施した防除等)
		ミカンバエ： 褐斑細菌病： ミカンサビダニ： ウスコカクモンハマキ： チャノコカクモンハマキ： ナシマルカイガラムシ： ミカンマルカイガラムシ： すず点病：	
		ミカンバエ： 褐斑細菌病： ミカンサビダニ： ウスコカクモンハマキ： チャノコカクモンハマキ： ナシマルカイガラムシ： ミカンマルカイガラムシ： すず点病：	

- (注) 1 検疫対象病虫害発生状況は病虫害名及び発生程度を具体的に記録すること。
 2 検疫対象病虫害発生程度が中程度以上の場合、当該病虫害に対する病虫害防除についての指導の内容及び実際に行われた防除の詳細を備考に記載すること。

第8号様式(第6関係)

ミカンバエに対する調査記録

植物防疫官
検査補助員

調査年月日:

トラップ調査			生果実調査		備考
トラップNo.	ミカンバエ捕獲の有無	捕獲されたその他の昆虫	登録生産園地番号	ミカンバエ捕獲の有無	

(注)1 「捕獲されたその他の昆虫」欄には、ミカンバエ以外の昆虫等を記載すること(記載はトラップごとでは無く、まとめて記載しても可)。

(注)2 ミカンバエが捕獲された場合には、「ミカンバエ捕獲の有無」欄に発見頭数も記載すること。

また、生果実調査においてはミカンバエに寄生された果実数も記載すること。

第9号様式（第9関係）

ベトナム向けうんしゅうみかん選果こん包実施報告書

年 月 日

輸出者（選果こん包申請者） 殿

登録選果こん包施設名：
登録選果こん包施設番号：
選果こん包施設責任者：

ベトナム向けうんしゅうみかんとして、以下のとおり選果こん包したので、報告します。

実施年月日	選果時間	選果こん包数量	担当選果技術員
	: ~ :		
	: ~ :		
	: ~ :		
	: ~ :		

(注) 品種別の箱数及び数量 (kg) を記載した書類を添付すること。

第 10 号様式（第 11 関係）

ベトナム植物防疫機関の検査官の招へい要請書

年 月 日

植物防疫所（ 支所・出張所 ）植物防疫官 殿

住所
氏名

下記のとおりベトナム植物防疫機関の検査官の招へいを要請します。

記

- 1 招へい日程
- 2 登録生産園地の番号及び所在地

参考様式

For Viet Nam

生産園地名又は園地コード Name (or registration code) of registered orchards	
選果施設名又は施設コード Name (or registration code) of packing houses	
こん包年月日 Date of packaging	

別表 1

検疫対象病虫害リスト

	学 名	和 名
害虫	<i>Aculops pelekassi</i>	ミカンサビダニ
	<i>Adoxophyes dubia</i>	ウスコカクモンハマキ
	<i>Adoxophyes honmai</i>	チャノコカクモンハマキ
	<i>Bactrocera tsuneonis</i>	ミカンバエ
	<i>Diaspidiotus perniciosus</i>	ナシマルカイガラムシ
	<i>Pseudaonidia duplex</i>	ミカンマルカイガラムシ
病菌	<i>Pseudomonas syringae</i> pv. <i>syringae</i>	褐斑細菌病
	<i>Zygothiala jamaicensis</i>	すす点病

別表 2

検査抽出量

検査荷口の大きさ (kg)		抽出量
200kg 未満		20%以上
200kg 以上	1,000kg 未満	40kg 以上
1,000kg 以上	2,000kg 未満	60kg 以上
2,000kg 以上	5,000kg 未満	80kg 以上
5,000kg 以上	10,000kg 未満	130kg 以上
10,000kg 以上	20,000kg 未満	180kg 以上
20,000kg 以上	60,000kg 未満	220kg 以上
60,000kg 以上	120,000kg 未満	300kg 以上
120,000kg 以上	200,000kg 未満	370kg 以上
200,000kg 以上	360,000kg 未満	450kg 以上
360,000kg 以上		500kg 以上